【商品概要説明書】

2024年4月1日現在

商　品　名	しんきんリフォームローン
ご利用 いただける方	次の条件をすべて満たされる方 （1）申込時、年齢満20歳以上の個人の方 ※ただし、ご融資期間が10年以上の場合は、申込時年齢満60歳以下の方 （2）安定継続した収入のある方 （3）お申込人ご本人が居宅を所有、またはそのご家族が所有されている方 （4）お住まいまたはお勤め先が当金庫の営業地域内の方 ※当金庫の営業地域 徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、美馬市、阿波市、三好市、勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡、美馬郡、三好郡 （5）保証会社（三井住友カード(株)）の保証を受けられる方
お使いみち	（1）　お申込人ご本人が居住している自宅のリフォーム（増改築・修繕）資金。 （子供部屋の増築、システムキッチン設置、浄化槽設置、車庫設置、門扉、造園工事、太陽光発電設置、耐震構造改修資金など） （2）　上記（1）をお使いみちとするリフォームローンの借換資金。（お申込人ご本人が、金融機関・信販会社から借入れたものに限ります。） （3）　上記（1）との併用による居宅の住宅ローンの借換資金。（お申込人ご本人が、リフォームを行う物件取得のために当金庫を含む金融機関から借入れたもの、または借換えたもの、かつ直近3ヶ月のご返済に3営業日以上の遅れがないものに限ります。住宅ローン借換資金のみの取扱いはできません。） （4）　上記（1）との併用によるインテリア等購入資金。（リフォームに付随して必要となるもので、上限100万円以内となります。） ※　ただし、支払先が申込人、またはその配偶者、親、子が営む法人、自営業で工事を行う場合は対象外となります。 ※　ご融資金は、工事契約先へお振込していただきます。ただし、ご融資金額の 20%または50万円のいずれか大きい金額については、直接お振込いただかなくてもご利用できますが、受領書または領収証の写しが必要となります。 ※　支払済資金は、対象外となります。
ご融資金額	10万円以上500万円以内（1万円単位）
ご融資期間	1年以上15年以内（1ヶ月単位）
ご融資利率	変動金利型となります。 ご融資利率につきましては、店頭窓口にてお問い合わせください。 ※金利優遇の詳細については、「金利優遇サービス」欄に記載しておりますので、ご確認ください。 ※　ご融資利率は、金融情勢等により見直しさせていただくことがあります。 ※　ご融資後の利率については、基準金利（当金庫所定の短期貸出最優遇金利）の変更の都度行うものとし、その変更幅と同じだけ引き上げまたは引き下げられます。 変更後のご融資利率は、基準金利変更日から 2 週間後の応答曜日の翌日以降、最初に到来する毎月の約定返済日の翌日を変更日とさせていただきます。
ご返済方法	元利均等毎月返済とし、6ヶ月毎のボーナス併用返済（ご融資金額の 50%以内）もできます。※ただし、元金の据置期間は不可とします。

徳島信用金庫

担保・保証人	保証会社（三井住友カード(株)）の保証をご利用いただきますので、担保・保証人は原則不要となります。ただし、保証会社が必要と認めた場合は、連帯保証人をいただく場合がございます。
団体信用 生命保険	団体信用生命保険にご加入いただきます。保険料は当金庫が負担いたします。 ※ お客様のご希望により「がん保障特約」または「三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）保障特約」を付加することも可能です。(「がん保障特約」または「三大疾病保障特約」にご加入希望の方は、お申込時年齢ならびにご融資実行時の年齢が満20歳以上満51歳未満の方で最終弁済時が満75歳に達した年の12月31日までの方に限ります。また、「がん保障特約」にご加入の場合はご融資利率に0.1%の保険料を上乗せさせていただき、「三大疾病保障特約」にご加入の場合はご融資利率に0.3%の保険料を上乗せさせていただきます。) ※ 告知内容によっては、ご加入できない場合があります。
保証料	保証料はご融資利率に含みます。
ご返済試算額	毎月のご返済額の試算は窓口でお申し出いただければ試算いたします。また、当金庫のホームページでも試算することができます。
遅延損害金	年18.25%
お申し込み時にご用意いただくもの	(1) 運転免許証、パスポート、健康保険証等の本人確認書類 (2) 所得証明書、源泉徴収票等、前年度の年収が確認できる書類 (3) ご印鑑（ご返済用の普通預金口座をすでにお持ちの場合は、お届印鑑をお持ちください。） (4) お使いみちがわかる書類（見積書・注文書・請求書等） (5) 工事が施行される建物の不動産登記簿謄本（申込日時点で発行日から3ヶ月以内のもの） (6) 優遇制度をご利用いただく場合 ・ 見積書、図面、仕様書等、エコ対象設備の設備名やバリアフリー工事名等が記載された書類 ・ 耐震改修工事を行なう場合は、耐震診断報告書
金利優遇 サービス	● 太陽光発電住宅等 ● 電化住宅 ①エコキュート ②オール電化住宅[エコキュート（または電気温水器）＋ＩＨクッキングヒーター] ● ガス省エネ住宅 ①エコウィル②エコジョーズ③エネファーム④ガス温水床暖房等 ● エコリフォーム工事 ①窓の断熱改修②外壁、屋根、天井、床の断熱改修③住宅用太陽熱利用システム④節水型トイレの設置⑤高断熱浴槽の設置 ● 耐震診断を受け、評定1.0未満と判定された耐震改修工事 ● バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差解消、廊下幅等の拡張等） 上記の設置および改修工事等のいずれかに該当する場合は、ご融資利率を年0.3%引下げいたします。
その他 ご留意事項	(1) ご契約時に契約に伴う印紙代が必要となります。 (2) お申込みに際しては、当金庫および三井住友カード(株)が与信取引上の判断のため、両社の加盟する個人信用情報機関および同機関が提携する個人信用情報機関にお客様の個人情報が登録されている場合にはそれを利用するとともに、お客様の個人情報が当該情報機関に登録され、同機関および提携信用情報機関

	の加盟会員の与信取引上の判断のために利用されます。個人信用情報に関するくわしい内容につきましては、窓口までお問い合わせください。 (3)　お申込に際しては、所定の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または人事部（9 時～17 時、電話：088-622-3263）にお申し出ください。 紛争解決措置　東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記人事部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫人事部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。